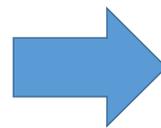


5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策

①

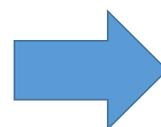
感染症法上の位置づけ
「新型インフルエンザ等感染症」



5類
感染症

②

新型インフルエンザ等対策
特別措置法に基づく対応



終了

P1

5類移行に伴う変更点(外出自粛等)

季節性インフルエンザと同様の取扱いになります

<変更のポイント>

感染症法に基づく感染者等の外出自粛が求められなくなります

項目	～5月7日	5月8日～
外出自粛	外出自粛を要請	外出自粛を要請されない (個人の判断になる)
療養期間 (陽性者)	原則7日間	(推奨) 発症後5日間 (かつ症状軽快後24時間)
待機期間 (濃厚接触者)	原則5日間	コロナ患者の濃厚接触者として特定 されないため、待機期間はない (外出自粛は求められない)

P2

5類移行に伴う変更点(自己負担)

<変更のポイント> 初診料以外に自己負担が発生します

～5月7日

5月8日～

初診料 <自己負担あり>

初診料 <自己負担あり>

検査料 <自己負担なし>

検査料

処方箋料

処方箋料

薬局での基本料

薬局での基本料

入院医療費

入院医療費

入院食事代

入院食事代

新型コロナ治療薬以外の薬代

新型コロナ治療薬以外の薬代

新型コロナ治療薬(ラゲブリオ、
ゾコーバなど)の薬代

新型コロナ治療薬(ラゲブリオ、
ゾコーバなど)の薬代 (～9月末)

<自己負担なし>

P3

5類移行に伴う変更点(医療提供体制・相談体制)

<変更のポイント> 医療提供体制・相談体制は継続

項目	～5月7日	5月8日～(入院医療体制整備は6月1日～)
外来	発熱等診療医療機関 で対応	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い医療機関で対応できるよう体制整備 発熱等診療医療機関の公表を継続
入院	コロナ病床確保病院 での受入が基本	<ul style="list-style-type: none"> 全病院で軽症・中等症Ⅰの患者を受入 確保病床(最大450床程度)は重症・中等症Ⅱの受入に重点化
相談体制	発熱等受診相談セン ター等で対応	当面継続
その他支援	宿泊療養施設・ 自宅療養支援(健康観 察・食料支援等)	終了

P4

5類移行に伴う変更点(感染者の把握等)

<変更のポイント> 発生届がなくなり、全数把握から定点把握へ

項目		～5月7日	5月8日～
発生届		発生届を保健所に提出 (重症化リスクありの方のみ)	発生届の提出がなくなる
感染者数	把握	医療機関からの報告により 全数を毎日把握	定点医療機関(※)の報告で感染 動向を週1回把握 ※ コロナ定点医療機関139箇所
	公表	毎日公表	週1回公表(毎週金曜日)
レベル		国評価レベルを毎週公表	国評価レベルは廃止となるが、 県独自の基準で継続

P5



追加接種(3回目以降)のごあんない

【12歳以上の方向け】

接種費用

無料

すべての方を対象としたオミクロン株対応2価ワクチンの接種は、
令和5年5月7日で一旦終了します。

次の接種は？

重症化リスクが高い方等

- ・高齢者(65歳以上)、基礎疾患のある方
- ・医療従事者、高齢者施設等の従事者

令和5年春開始接種

5月8日から開始

すべての方

- ・令和5年春開始接種を終えた方も、改めて接種できます

令和5年秋開始接種

9月以降に開始予定

重症化リスクが高い方は、接種について是非ご検討ください。

P6

県民の皆様、事業者の皆様へのごお願い

状況に応じたマスクの着用、換気の徹底など、基本的な感染防止対策を引き続きお願いいたします。

乗り物	医療機関・高齢者施設等	事業所	体の状態
混雑した電車やバス 	受診・訪問する方 	事業上の理由がある 	症状がある場合 (やむを得ず外出する時) 
ほぼ全員が着席できる (新幹線や高速バス等) 	従事している方 	上記以外 	重症化リスクが高い (流行期に混雑した場所へ行く時) 

P7

新型インフルエンザ等対策特別措置法による措置の終了等

項目	内容	現在の対応等	5月8日～
施設利用	ふじのくに安全・安心認証（飲食店・宿泊施設）制度	一定の感染拡大防止策で認証、認証事業者への支援	廃止（感染防止対策は継続）
イベント	開催時の対応	県に感染防止安全計画を提出	廃止（感染防止対策は継続）
県庁内の対応	職員のマスク使用	個人の判断※窓口業務に従事する職員は当面着用	終了（個人の判断に委ねる）
	勤務時間等の特例	拡大時差勤務、特例昼休憩、特例在宅勤務等を実施	終了
	県庁内の感染対策	消毒液・サーマルカメラの設置等	当面継続

P8

(参考) 県庁内で設置している会議等

名 称	5類移行後
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部	廃止
新型コロナウイルス感染症医療専門家会議	感染症法に基づく連携協議会 へ移行予定
新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	当面継続
新型コロナウイルス感染症に係る経済・雇用対 策有識者会議	廃止

ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度の 廃止



ふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）制度を廃止します。

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更になることに伴い、ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度を廃止する。〔認証施設数:1,996件(4/24時点)〕

1 名 称

ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度

2 制度の概要

令和3年度から、県内のホテル・旅館等、旅館業法の許可施設に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、宿泊施設等の安全で安心な受入体制を強化することを目的として実施している。

書類審査と現地審査を行い、定期的な空気の入れ換えや密を防ぐシステムなど感染症対策が講じられているかを確認し、基準を満たしていると認められる施設には、認証書及び認証ステッカーを交付している。

3 廃止の理由

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の位置づけが5類に変更になることに伴い、国の基本的対処方針及び業種別ガイドライン等も廃止される。

今後の感染症防止対策については、各事業者や団体の自主的な取組に移行するため、同日にふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度を廃止する。

4 備 考

・全国旅行支援(今こそしずおか元気旅)については、参加宿泊事業者の要件から、「ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度の登録施設であること」を除外する。

・既に登録している施設は、ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度廃止後も対象施設として取り扱う。

・新規登録を希望する施設は、4月27日(木)から元気旅事務局申請フォームにて、5月8日以降登録分の受付を開始する。



担当 : スポーツ・文化観光部 観光交流局観光政策課
連絡先 : 企画班 TEL 054-221-3617